

処分基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第75条第2項
処 分 の 概 要：自動車の使用制限命令
原権者（委任先）：北海道公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 道路交通法第75条第1項（自動車の使用者の義務等） 道路交通法施行令第26条の6（自動車の使用の制限の基準） 道路交通法第114条（方面公安委員会への権限の委任） 道路交通法施行令第44条（権限の委任）
処 分 基 準： 別添のとおり
問 合 せ 先： 北海道警察本部交通指導課指導取締係（電話011-251-0110） 各方面本部交通課企画・指導係 （函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備 考：

## 別添

### 道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準

#### 第1 総則

##### 1 目的

この細目基準は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条第2項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の6の規定による自動車の使用制限を行う場合における処分量定の細目基準を定めることを目的とする。

##### 2 用語の定義

この細目基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

###### (1) 下命・容認に係る使用制限

法第75条第2項の規定に基づき、北海道公安委員会及び各方面公安委員会（以下「公安委員会」という。）が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

###### (2) 処分対象行為

令第26条の6に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車の使用者等の違反行為をいう。

###### (3) 処分事情

次に掲げる事情をいう。

ア 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去1年以内に、法第117条の2第2項第1号若しくは第2号、法第117条の2の2第2項若しくは法第118条第2項第3号（法第75条第1項第5号に係る部分に限る。）の違反行為をし、又は過去1年以内に2回以上、法第118条第2項第3号（法第75条第1項第2号に係る部分に限る。）若しくは第4号、法第119条第2項第4号若しくは法第119条の2の4第2項の違反行為をした者であること。

イ 自動車の運転者が当該違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけたこと。

###### (4) 使用者等

自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。

###### (5) 処分前歴

自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、過去1年以内に、下命・容認に係る使用制限又は法第75条の2第1項に規定する指示に係る使用制限（以下「指示に係る使用制限」という。）若しくは法第75条の2第2項に規定する納付命令に係る使用制限（以下「納付命令に係る使用制限」という。）を受けたことをいう。

##### 3 期間の計算

- (1) 下命・容認に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算し、期間の末日の終了をもって満了するものとする。
- (2) 令第26条の6第2号の表の下欄中「過去1年以内」という場合の期間の計算は、処分対象行為をした日を起算日として計算するものとする。  
なお、この場合において、処分前歴の計算は、その処分期間の始期が過去1年以内にあるものについて計算するものとする。  
また、1年間は、365日とするものとする。

#### 4 聴聞

下命・容認に係る使用制限は、自動車の使用者に対して直接に義務を課すものであり、不利益処分に当たる。したがって、下命・容認に係る使用制限を行おうとするときは、行政手続法の区分によれば弁明の機会の付与を行うこととなるが、手続保障の観点から、聴聞の手続をとることとされている（法第75条第4項から第8項まで）。

#### 5 下命・容認に係る使用制限の対象自動車

下命・容認に係る使用制限の対象となる自動車は、使用者が使用する自動車であり、かつ、下命・容認に係る使用制限の事由となる運転者の違反行為に用いられた自動車である。

したがって、違反行為に用いられた自動車が滅失した場合、当該自動車の使用者が変更された場合等は、下命・容認に係る使用制限は行うことができない。

#### 6 処分が競合する場合等における取扱い

- (1) 下命・容認に係る使用制限と指示又は納付命令に係る使用制限が競合する場合  
同一の自動車に係る同一の違反行為について、下命・容認に係る使用制限の要件と指示又は納付命令に係る使用制限の要件の両方を同時に満たすときは、軽減前の量定が最も重いこととなる要件に従って処分するものとする。
- (2) 処分中に当該処分に係る違反行為が行われた場合

下命・容認に係る使用制限又は指示若しくは納付命令に係る使用制限の期間中であるにもかかわらず、当該処分に係る車両の使用者が当該処分に係る車両を運転者に運転させ、当該運転者が当該処分に係る違反行為をし、下命・容認に係る使用制限又は指示若しくは納付命令に係る使用制限の要件を満たすこととなった場合には、これらの規定による処分は、当初の使用制限の期間が満了した後に執行するものとする。

### 第2 下命・容認に係る使用制限の処分量定の細目基準

#### 1 処分量定の基準

令第26条の6に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当することとなった使用者に対する使用制限の処分期間の量定については、処分対象行為及び処分事情ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

#### 2 処分対象行為等に付する基礎点数

##### (1) 処分対象行為に付する基礎点数

処分対象行為に付する基礎点数は、それぞれ別表1に掲げるとおりとする。

## (2) 処分事情に付する点数

ア 処分事情のうち、前記第1の2(3)アに掲げる事情については、自動車の運転者が下命又は容認行為に係る違反行為を行った場合にのみ別表1に掲げる点数を付するものとする。

イ 処分事情のうち、前記第1の2(3)イに掲げる事情については、別表2に掲げる点数を付するものとする。

## (3) 使用者等の違反行為の数え方

処分事情のうち、前記第1の2(3)アに掲げる使用者等の違反行為の数え方については、法第75条第1項における刑罰上の評価（包括一罪、併合罪等）にかかわらず、行政処分上の評価として使用者等の下命又は容認ごとに1回として数えるものとする。（処分事情としての使用者等の違反行為を数える場合には、これに点数を付するか否かの観点を離れて評価すべきであり、使用者等が運転者に対して下命又は容認行為を行った事実があれば足り、必ずしも運転者が下命又は容認に係る行為を行うことを要しないことに留意する必要がある。）

具体的な違反行為の数え方については、次の例を参考とされたい。

ア 使用者等が、同時に数名の運転者に対して下命又は容認行為を行った場合には、数個の違反行為として数えるものとする。

イ 運転者に対して数回にわたる違反行為を一度の機会に下命した場合には、1回の行為として数え、その後、運転者が下命に係る違反行為を継続し、それを使用者等が容認した場合には、その容認行為が行われるごとに1回として数えるものとする。

なお、運転者が下命に基づいて同一日に数回にわたる違反行為を行った場合には、時間、運行経路等に特段の事情がない限り、1回の違反として数えるものとする。

ウ 運転者に対して異なる数個の違反行為を同時に下命又は容認した場合には、数回の違反行為として数えるものとする。

## 3 処分量定の方法

### (1) 点数計算の方法

処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記2の(1)、(2)及び(3)に従い、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。

### (2) 処分期間の量定

処分期間の量定は、前記(1)の合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表3に掲げるとおりとする。

## 4 処分量定に当たっての留意事項

### (1) 政令で定める基準との関係

前記3の方法により処分量定を行った結果、処分期間が令第26条の6の処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とすること。

### (2) 処分の軽減等

ア 上記第1の2(3)アに掲げる処分事情についての点数の付与は、自動車の運転

者の違反行為が現認されなかったものについては、処分対象行為が行われた日を起算日として過去1月以内に運転者の違反行為が行われたもののみについて、行うものとする。

イ 処分前歴がなく、かつ、法令違反のみに係る事案については、次に掲げる範囲内で処分量定を行うものとする。

(ア) 自動車1台当たりの処分期間は、令第26条の6に規定されている処分期間の上限の2分の1を超えないものとする。

(イ) 1事業所における処分台数は、当該処分時における稼働台数の20パーセント以下とする。ただし、稼働台数10台未満の場合は1台とする。

ウ 次に掲げる事情がある場合であって、当該事業所における安全運転管理に顕著な改善があると認められるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができるものとする。

なお、この軽減を行う場合にあっては、違反行為の内容及び被処分者の危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で処分を軽減すること。また、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いにならないこと等について配慮すること。

(ア) 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

(イ) 処分前歴がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(ウ) その他情状酌量すべき事情がある場合

(3) 処分事情として評価される下命又は容認行為に係る自動車又は自動車の運転者は、当該下命・容認に係る使用制限に係る自動車又は自動車の運転者であることを要しない。

別表1 処分対象行為及び処分事情の違反行為に付する点数

区 分		点 数
酒 酔 い 運 転		36点
麻 薬 等 運 転		36点
無 免 許 運 転		26点
無 資 格 運 転		16点
酒 気 帯 び 運 転		16点
過 労 運 転 等		16点
速 度 超 過		6点
放 置 駐 車 違 反		6点
積載物重量制限 超 過	10割以上	6点
	5割以上10割未満	4点
	5割未満	2点
積 載 物 大 き さ 制 限 超 過		2点
積 載 方 法 制 限 超 過		2点

(備考)

この表の用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 「酒酔い運転」とは、法第65条第1項の規定に違反して酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）で運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 2 「麻薬等運転」とは、法第66条第1項の規定に違反して麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261条）第32条の2の規定する物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 3 「無免許運転」とは、法第64条の規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう。

- 4 「無資格運転」とは、法第85条第5項から第9項までの規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう。
- 5 「酒気帯び運転」とは、法第65条第1項の規定に違反して、身体に令第44条の3に定める程度以上にアルコールを保有する状態で運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 6 「過労運転等」とは、法第66条の規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう（2に規定する行為を除く）。
- 7 「速度超過」とは、法第22条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を超える速度で運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 8 「放置駐車違反」とは、法第44条第1項、法第45条第1項若しくは第2項、法第47条第2項若しくは第3項、法第48条、法第49条の3第3項、法第49条の4若しくは法第75条の8第1項の規定に違反する行為のうち、車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するもの又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為の下命又は容認行為をいう。
- 9 「積載物重量制限超過」とは、法第57条第1項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 10 「積載物大きさ制限超過」とは、法第57条第1項の規定に違反して積載物の大きさの制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 11 「積載方法制限超過」とは、法第57条第1項の規定に違反して積載物の積載の方法の制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。

別表2 交通事故に付する点数

交通事故の種別	点 数
死 亡 事 故	40点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	30点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日以上3月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	20点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	10点

(備考)

この表の用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 「死亡事故」とは、人の死亡の原因となった交通事故をいう。
- 2 「傷害事故」とは、他人を傷つける原因となった交通事故をいう。
- 3 「負傷者の治療期間」は、負傷者の数が二人以上である場合にあっては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間とする。
- 4 「後遺障害」とは、当該負傷者の負傷が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成14年国家公安委員会規則第14号）第1条又は第2条に定める程度のものをいう。

別表 3

区分 点数	前歴なし	前歴 1 回	前歴 2 回	前歴 3 回 以 上
6 ~ 1 0 点		2 0 日	4 0 日	6 0 日
1 1 ~ 1 5 点	1 0 日	3 0 日	5 0 日	7 0 日
1 6 ~ 2 0 点	2 0 日	4 0 日	6 0 日	8 0 日
2 1 ~ 2 5 点	3 0 日	5 0 日	7 0 日	9 0 日
2 6 ~ 3 0 点	4 0 日	6 0 日	8 0 日	1 0 0 日
3 1 ~ 3 5 点	5 0 日	7 0 日	9 0 日	1 1 0 日
3 6 ~ 4 0 点	6 0 日	8 0 日	1 0 0 日	1 2 0 日
4 1 ~ 4 5 点	7 0 日	9 0 日	1 1 0 日	1 3 0 日
4 6 ~ 5 0 点	8 0 日	1 0 0 日	1 2 0 日	1 4 0 日
5 1 ~ 5 5 点	9 0 日	1 1 0 日	1 3 0 日	1 5 0 日
5 6 ~ 6 0 点	1 0 0 日	1 2 0 日	1 4 0 日	1 6 0 日
6 1 ~ 6 5 点	1 1 0 日	1 3 0 日	1 5 0 日	1 7 0 日
6 6 点以上	1 2 0 日	1 4 0 日	1 6 0 日	1 8 0 日